

(2) 物品貸付手続の不備

対象受検機関	検出事項							是正を求める事項	措置の内容																																																
住宅まちづくり部 建築振興課	<p>建設業許可・宅地建物取引業申請受付等業務を事業者へ委託するに当たり、業務において使用する物品について、事業者と貸付契約を締結している。 貸付料は、耐用年数に応じて算出する必要があるが、誤った耐用年数を適用したため、徴収する貸付料が過少となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 558 1733 926"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th rowspan="2">受入金額</th> <th rowspan="2">受入年月日</th> <th colspan="2">誤</th> <th colspan="2">正</th> <th rowspan="2">差引</th> </tr> <tr> <th>耐用年数</th> <th>貸付料</th> <th>耐用年数</th> <th>貸付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>椅子類</td> <td>114,450円</td> <td>平成18年2月8日</td> <td>5年</td> <td>1,144円</td> <td>15年</td> <td>4,047円</td> <td rowspan="5">▲7,588円</td> </tr> <tr> <td>椅子類</td> <td>64,036円</td> <td>平成18年2月8日</td> <td>8年</td> <td>1,152円</td> <td>15年</td> <td>2,264円</td> </tr> <tr> <td>椅子類</td> <td>22,890円</td> <td>平成18年2月8日</td> <td>5年</td> <td>228円</td> <td>15年</td> <td>809円</td> </tr> <tr> <td>椅子類</td> <td>22,890円</td> <td>平成18年2月8日</td> <td>5年</td> <td>228円</td> <td>15年</td> <td>809円</td> </tr> <tr> <td>椅子類</td> <td>153,300円</td> <td>平成16年1月22日</td> <td>8年</td> <td>1,532円</td> <td>15年</td> <td>3,943円</td> </tr> </tbody> </table>							品名	受入金額	受入年月日	誤		正		差引	耐用年数	貸付料	耐用年数	貸付料	椅子類	114,450円	平成18年2月8日	5年	1,144円	15年	4,047円	▲7,588円	椅子類	64,036円	平成18年2月8日	8年	1,152円	15年	2,264円	椅子類	22,890円	平成18年2月8日	5年	228円	15年	809円	椅子類	22,890円	平成18年2月8日	5年	228円	15年	809円	椅子類	153,300円	平成16年1月22日	8年	1,532円	15年	3,943円	<p>過年度分においても同様の誤りがなかったか確認を行い、是正措置に努めるとともに、今後は物品貸付手続に留意し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の貸付け及び交換) 第85条 物品管理者は、物品を貸し付け、又は交換することができる。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第85条関係 2 物品を貸し付ける場合の貸付料は、物品調達システム取扱要領別表「重要物品の耐用年数表」の耐用年数に応じた「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」の別表第7及び第8に定める定率法により算出して得た減価償却額とする。ただし、非償却資産については、知事が適当と認める方法により算出して得た額とする。</p>	<p>物品貸付料の算定に当たっては、算定基礎となる物品の耐用年数の適用を誤り、平成24年度以降、過少な貸付額を決定し、過少な金額を徴収していたことを確認した。</p> <p>貸付料の算定の誤りによる徴収不足については、民法の「信義誠実の原則」により不足分の徴収は行わないこととした。</p> <p>今後は、起案者のみならず関係者・決裁者を含め物品貸付料算定事務のルールについて理解を深め、物品貸付料を適正に算定し、規定どおりの貸付料を徴収する。</p>
品名	受入金額	受入年月日	誤		正		差引																																																		
			耐用年数	貸付料	耐用年数	貸付料																																																			
椅子類	114,450円	平成18年2月8日	5年	1,144円	15年	4,047円	▲7,588円																																																		
椅子類	64,036円	平成18年2月8日	8年	1,152円	15年	2,264円																																																			
椅子類	22,890円	平成18年2月8日	5年	228円	15年	809円																																																			
椅子類	22,890円	平成18年2月8日	5年	228円	15年	809円																																																			
椅子類	153,300円	平成16年1月22日	8年	1,532円	15年	3,943円																																																			

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月13日から同年7月12日まで)